

## 宇部市女性応援イクメン奨励助成金 交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、男性従業員に育児休業を取得させる事業者(以下「事業者」という。)及び育児休業を取得する男性従業員本人に助成金を交付することにより、男性の育児参加を促進するとともに、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1項に規定する育児休業又は育児を理由として取得する休暇等をいい、有給・無給は問わないものとする。  
2 当該申請に係る子の年齢については、事業者の就業規則等に定める範囲とする。

(交付対象事業者)

**第3条** 助成金交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。  
(1) 市内において事業活動を行う、常時雇用従業員数 300 人以下の企業、法人又は団体のうち、「宇部市女性活躍推進企業」の認証を受けていること。  
(2) 第4条の要件を満たす男性従業員を雇用していること。

(交付対象男性従業員)

**第4条** 助成金交付の対象となる男性従業員は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。  
(1) 育児休業の取得開始時に、第3条第1号の要件を満たす事業者に雇用されていること。  
(2) 勤務を要しない日を除き、3日以上連続して当該子に係る育児休業を取得すること。  
(3) 育児休業終了後、継続して雇用することが決定されていること。  
(4) 「宇部イクメンの会」に登録されていること。(申請中の者を含む。)

(助成金の額等)

**第5条** 助成金の交付額は、第3条及び第4条に規定する事業者及び男性従業員に対し、育児休業の取得期間に応じ、次の表に掲げる額とする。ただし、予算の範囲内においてこれを交付するものとする。

休業期間	事業者	男性従業員
3日以上～1週間未満	30,000円	10,000円
1週間以上～1か月未満	50,000円	30,000円
1か月以上	100,000円	100,000円×月数 (月払い)

- 2 助成金の交付は、当該申請に係る子1人につき、申請年度内において1事業者につき1回を限度とする。
- 3 男性従業員の休業に係る月数は、30日(勤務を要しないを含む)を1か月分として換算し、30日未満の日数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第6条** 助成金の交付を受けようとする事業者及び男性従業員は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付申請書〈事業者用〉(様式第1号)
- (2) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付申請書〈男性従業員用〉(様式第1号) (ただし、休業期間が1か月以上の場合に限る。)
- (3) 当該申請に係る子の年齢が、「育児・介護休業法」に定める範囲を超えている場合は、就業規則等(育児休業について規定している部分)の写し

(交付決定通知)

**第7条** 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときは宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定をするときは宇部市女性応援イクメン奨励助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更承認)

**第8条** 助成金の交付決定を受けた事業者及び男性従業員(以下「交付決定事業者等」という。)が、取組の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金変更交付申請書〈事業者用〉(様式第4号)
- (2) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金変更交付申請書〈男性従業員用〉(様式第4号) (ただし、休業期間が1か月以上の場合に限る。)

2 市長は、前項の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは変更交付決定を行い、宇部市女性応援イクメン奨励助成金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された助成金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(請求)

**第9条** 交付決定事業者等は、当該年度の3月31日までに、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金請求書〈事業者用〉(様式第6号)
- (2) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金請求書〈男性従業員用〉(様式第6号) (ただし、休業期間が1か月以上の場合に限る。)
- (3) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金事業者証明書(様式第7号)、又は育児休業の取得状況を証明できる書類等の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 男性従業員分に係る請求については、1か月単位で行うものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは

助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第 10 条** 市長は、交付決定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき
- (2)法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3)その他、市長が適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消すときは、宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付決定取消・返還通知書(様式第 8 号)により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

**第 11 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

2 市は、この要綱の施行後 3 年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 14 日から施行する。